

◆ 2025(令和7)年度 ファミリーホーム運営マネジメント研修 ◆

「ファミリーホームにおけるよりよい養育のために」

- FHの理念
- FHの行動指針
- FHのコンプライアンス

青山学院大学 コミュニティ人間科学部 横堀 昌子

yokobori@ccs.aoyama.ac.jp

【お願い】本講義の録音・録画、資料・事例の無断引用・転載等
二次使用、SNS等による外部公開は禁じます
資料の使用希望が生じた場合には、必ずご相談ください
「里親」等をご自身に読み替えていただく部分もあります



* 自己紹介 *

横堀 昌子（青山学院大学 コミュニティ人間科学部）



●児童養護施設職員だった両親の元に生まれ、施設の子どもたちと生活をともにして育つ。1982年に両親が設立した ファミリー・グループホーム 横堀ホームにて、多様な背景をもつ子ども・大人と暮らす。大学院修了後、都内の児童養護施設および横堀ホームで働き、青山学院着任。

専門は社会的養護・ソーシャルワーク。現在、里親や専門職の育成を手がけ、当事者の若者たちともかかわる。

●『里親及びファミリーホーム養育指針』、同ガイドブックを委員の一人として執筆、「ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ」座長も手がける（報告書・事例集あり）。

日本ファミリーホーム協議会倫理綱領策定委員会委員長（～2015）。原文を提案、会の意見収集を経て、採択。

* これまでの主な社会的活動 *



養子と里親を考える会理事、日本ファミリーホーム協議会顧問(2011～2017)、法人型ファミリーホーム研究会顧問、全国児童養護施設協議会協議員、こども家庭庁各種委員
神奈川県・東京都・港区・品川区・文京区児童福祉審議会委員、東京都児童相談センター・立川児童相談所・港区児童相談所里親委託等推進委員会委員、二葉乳児院 二葉子どもと里親サポートステーション スーパーバイザー、二葉乳児院第三者委員、社会福祉法人東京育成園評議員
同法人 里親支援センターともがき スーパーバイザー、朝日新聞厚生文化事業団「すだちず」制作委員、日本キリスト教児童福祉連盟主催 家庭養育機能支援子育てワークショップ ファシリテーター、FLEC 設立発起人、養育里親・専門里親研修・各種支援者研修の講師をつとめる 等

* 『世界の児童と母性』誌 ご紹介 *

資生堂子ども財団(前・資生堂社会福祉事業財団)が長い間発行してきた児童福祉(とくに社会的養護)の情報誌です。広く読まれ、実践・研究に貢献してきました。

残念ながら2022年秋の第92号発行をもって休刊となりましたが、創刊以来の全バックナンバーが財団ウェブサイトに掲載されています。ぜひご覧ください。

横堀が編集長でしたのは、71号から78号です。また、編集委員だった時期に手がけた、59号から66号も、よろしければご覧ください。

(財団では現在Webマガジンを配信しています)



・・・次頁より横堀がかかわった近年の発行物をいくつかご紹介・・・

★「すだちず」→ ウェブサイトをぜひご覧ください

すだちず - 権利マップ／新しい権利

sudachizu.net

☆ 保存 昌子

Yahoo! JAPAN ログイン画面 CoursePower (青山... Cisco Webex Meeti... 青山学院大学 | Aoy... メール - 横堀 昌子 - Amazon | 本, ファッシ...

すべてのブックマーク

すだちず

「巣立つときの権利ノート、作りたい」から始まった、「権利MAP」



すだちず

社会的養護を巣立つ私たちが
自分らしく未来を描くための権利マップ

当事者ユースの若者たちが、全国の中高生に
インタビューし、声、迷いや疑問を収集、応答した
メッセージ集です。「大人委員」は名前をふせ、
依頼項目に寄稿しました(北川会長、横堀も参画)

このサイトは、児童養護施設や里親家庭、ファミリーホームで暮らす10代後半以降の皆さんの声をもとにした「巣立ちの準備のために気になること」、「知りたいこと」に、先輩や専門家などがおくるメッセージ集です。

皆さん一人ひとりが、自分らしく未来への地図を描くために、役立ててください。

「すだちず」の情報は、暮らしている環境、性別、家族の状況などにかかわらず、皆さんに役立つように、「権利」の視点を大切にしながら制作しました。

▶ 音声で聴く

検索

honto zoom W B' 16:36 2024/07/30

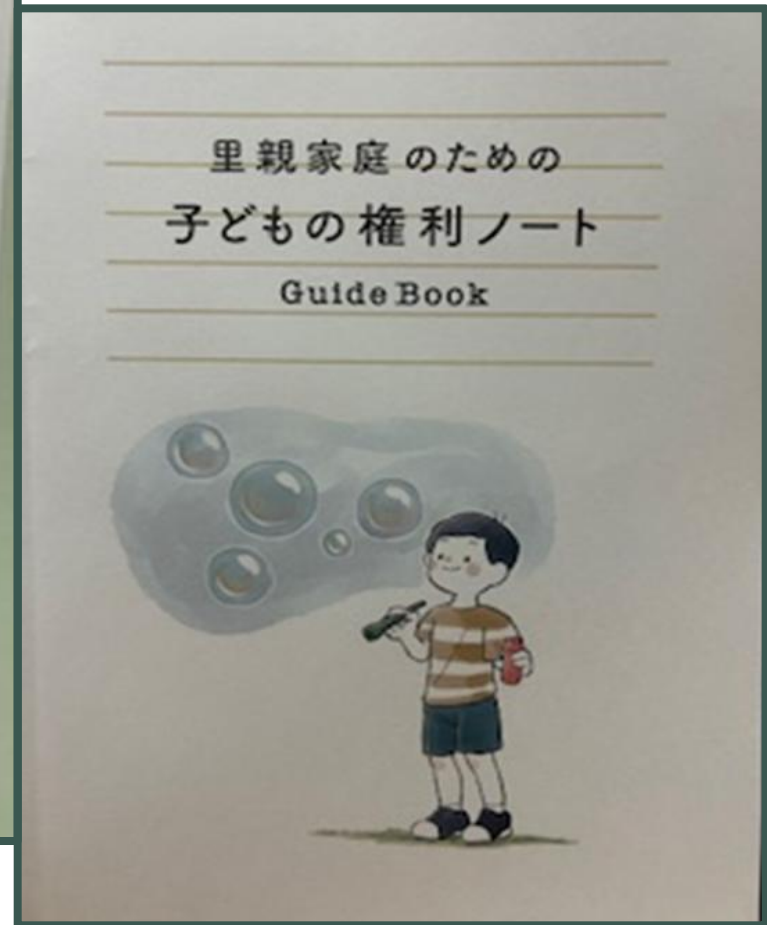


・・・（ご参考）・・・・・・・・・・・・・・・・

『子どもと里親のためのサポートハンドブック1・2』 二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション、2018年（1.は2023年改訂）

『わたしのだいじなもの～こどものけんりはじめのいっぽ』（乳幼児版権利ノート） 二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション、2023年

©Masako YOKOBORI, 2025



・・・(ご参考)・・・・・・・・・・・・・・・・

『わたしの権利ってなあに？～里親家庭のための子どもの権利ノート』(学齡児版権利ノート)2023年、『同ガイドブック』2022年
★いずれも二葉乳児院ウェブサイト 二葉・子どもと里親サポート
ステーション 掲載パンフレット参照

…(ご参考)……………

『社会的養護の子どものために、
先生に知っておいてほしいこと。
～教育現場と児童福祉』
理工図書、2025年

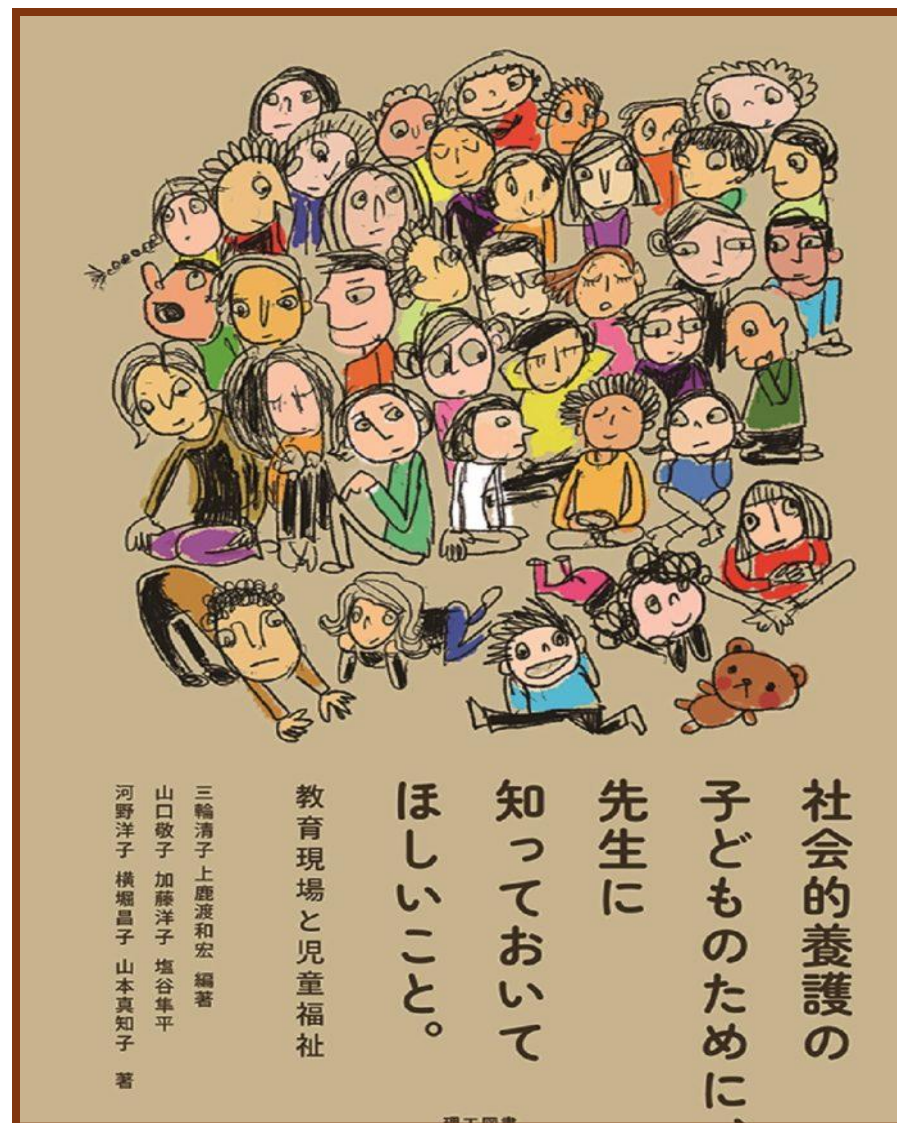
「親に感謝を述べたくない
子どもがいること、先生には
わからないよね」(第4章より)

編著者

三輪清子、上鹿渡和宏

著者

山口敬子、加藤洋子、
塩谷隼平、河野洋子、
横堀昌子、山本真知子
(第4章を執筆しました)





“What is a family?”



「ファミリー・アイデンティティ」(上野千鶴子、1994)は多様



“Home”(家庭)とは、世間の価値のものさしから自由で、一人ひとりが自分らしく安心して存在できるところ。ニーズにすぐに、やわらかく対応可能な「心とからだの置きどころ」

生活と養育の体験から得た支援観

10

- * 暮しあう者どうしが創りあう「生活」のもつ力強さ、やわらかさ
- * 人と人、人と社会との間で傷ついてきた人たちが、再び人と社会との間で回復していく姿に照らされて
- ◆「私はここにいていいんだ」「見離さないでいてくれるんだね」
～自己肯定感のもつ力、相互作用のなかで生まれるもの
- ◆「つらいことをつらいとされる、厚みのある喜び」がある世界
- ◆みんな、「強み」(すでにできていること)をもっている
- ◆「専門性とは、あなたの日常のふるまいのすべてに現れる」
(村瀬嘉代子) → 行動で示せる力、包括的に成長する力

◆ 子どものニーズに応えるとは ～ 心に響かせたいことば ◆

わたしたちのお父さんとお母さんがある日出会い、
そしてわたしたちが生まれました。



わたしたちの中にはお父さんやお母さんがわたしたちの誕生を
心から待ってくれていた場合もあり、また不安と戸惑いのまま
お母さんひとりっきりで産んでくれた場合もあります。

わたしたちは生まれてからまだ少ししかたっていませんが、わたし
たちの中にはすでにお父さんがそばにいない子もあり、お母さんが
そばにいない子もあります。

わたしたちはお父さんやお母さんが働かなければいけなかったり、
病気だったり、家族の人が入院したりして、どうしてもわたしたちを
育てられなくなって、突然ここに来ました。

ふつうわたしたちは“赤ちゃん”と呼ばれ、家庭ではお父さんお母さんに愛され、いろいろと助けてもらって生活しますが、ここではお父さんお母さんから離れて、たくさんの友だちと、24時間大きな集団で生活しています。わたしたちは泣きたい気持ちや甘えたい気持ちをちょっぴり押さえながら、精いっぱい頑張っています。

どうかわたしたちの真剣な生活ぶりを認めて、ひとりひとりが主人公として大きく豊かに育っていけるよう手を貸してください。わたしたちを愛してください。そして、生まれてきてよかったと思えるように温かく見守ってください。

(後略、以下続く)

◆子どもの権利条約に基づき、すべての「子どもの最善の利益」が尊重されることを願って～大阪福祉事業財団 すみれ乳児院「すみれ乳児院憲章」より
(2005年改定版です。すみれ乳児院ウェブサイトをご参照ください)

◆「二葉憲章」がある二葉乳児院では、里親委託される子どものための「子どもの権利ノート」(学齡児版・乳幼児版)、里親向けガイドブックを作ったわけです。東京恵明学園乳児部には「虹色のやくそく」があります(方針・理念を反映した作成過程は職員を育てます)

あなたの働き・養育を説明してください ～役割と専門性をより活かすために

13

- ◆自分、自分のホームのもつ強みは何でしょう？
- ◆自分(と自分のホーム)の位置づけ、強み、できることの範囲
 - ①私(たち)にしかできないこと ②私(たち)にはできないこと
 - ③誰かと(どこかと)一緒ならできること
- それらを整理し、よい意味で「リストラクション(＝再構築)」
- (参考)専門職とは自らの働き(かけ)を言語化し、説明できる人
- ソーシャルワーカーとは、すでにある社会資源は活用し、
「ない」社会資源は創る人(新たな動き・つながりを含めて)
- ◆何がどんなパワーバランスで起きているか気づく、働きかける
- ◆「子どものために」(“to”, “for”)から「子どもとともに」(“with”)へ

人権とは、「誰が何と言おうと大事なもの」(人間の尊厳) ～子どもの権利の前提



「人間として絶対に奪われてはならないもの」・義務や責任の前に
「人間であるがゆえに無条件に保障されるべき権利」(網野武博)

国連・子どもの権利条約 4原則

生命、生存および発達
に対する権利（命を守
られ成長できること）

子どもの意見の尊重
（意見を表明し
考慮されること）

子どもの最善の利益
（子どもにとって
最もよいこと）

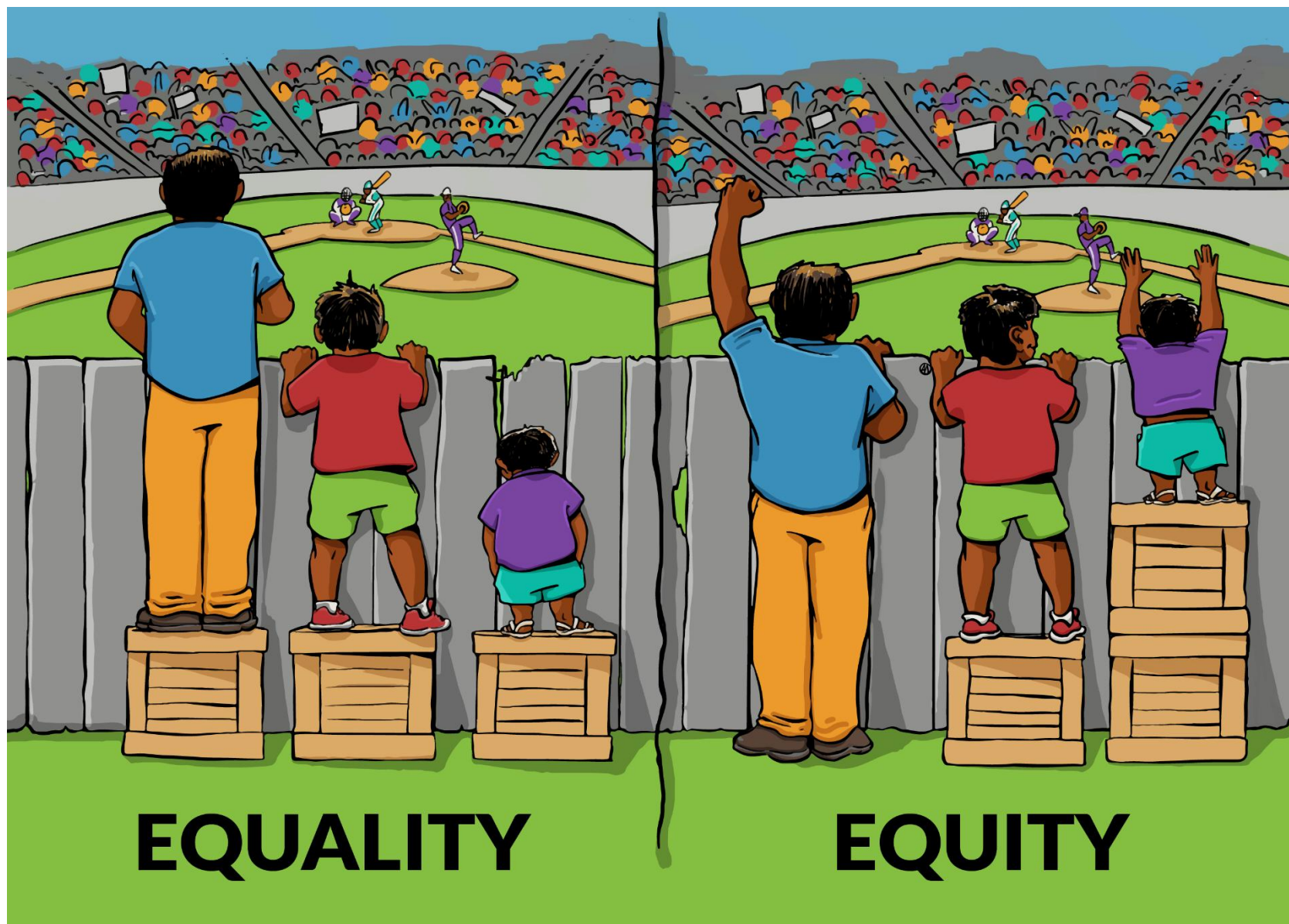
差別の禁止
（差別のないこと）



「こども」を保護対象ではなく、能動的な
権利行使主体として位置づけている

◆ユニセフ → 「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」

“Interaction Institute for Social Change | Artist: Angus Maguire.”



EQUALITY

EQUITY

子どもの権利条約の時代の 「ケア」



子どもへの説明・予告・情報伝達
子どもの意見表明の保障(非言語、「イヤだ!」も含めて)
子どもの気持ちや感覚を汲む(言語化して返す)
子どもの自己選択・自己決定・自己決着を支える

子どものニーズキャッチ、対話、応答・・・
「パターナリズム」(上下の力関係)から
人としての対等性、「パートナーシップ」へ
(生活者どうしの横並びの関係性の創造)

©Masako YOKOBORI, 2025

理解を広げてとらえる、用いる



18

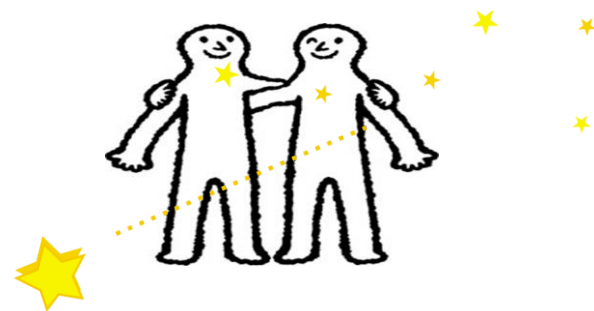
- ◆「全体としての家族」(“family as a whole”)
家族メンバーどうしの影響の及ぼしあい、トータルにみる
- ◆「状況の中の人」(“person in the situation”)
→当事者と環境との力動的な相互作用や、「関係性」の中でどう生き、何を経験したかを捉えようとする視点
- ◆「社会資源」の活用→里親家庭やFHは社会資源による支援を要するが、地域の協働の子育てを担う社会資源でもある
- ◆「ネットワーキング」→つながった「ネット」を動かす
- ◆当事者を、「コミュニティ」に迎え入れ、「コミュニティ」に帰す

ソーシャルワーカー(※)の基本的姿勢

(※支援者・養育者に置き換えて、ヒントにしてください)

19

- パートナースhip (“with” = 「ともに」のスタンス)
- 当事者(子ども・家族)の可能性に焦点
- 「子どもの最善の利益」の最優先
- 子ども自身の自己決定
- 秘密保持(集団守秘義務)
- ストレngth視点とエンパワメント
(強みを見出し活かしていけるようサポート)
- 「切れ目のない支援」を目指す
(一人だけでなくコミュニティを形成して展開)



(日本スクールソーシャルワーク協会の定義を参照し、横堀作成)

支援関係成立、支援の成立のために ～「バイステックの7原則」(1957)より



20

1. 個別化 (クライアントを個としてとらえる・・・集団の力を借りるときでも、一人ひとりの課題にアプローチする視点を)
2. 意図的な感情表出 (クライアントの感情表現を大切に)
3. 統制された情緒的関与 (自分の感情(“HOT”な部分)を自覚し吟味して支援→支援者に求められる冷静さ(“COOL”)の担保)
4. 受容 (受けとめる→グループ、仲間による共感も力になる)
★「受け容れる」ことを急がず、「受けとめる」ことから
5. 非審判的態度 (クライアントを一方向的に裁かない)
6. 自己決定の法則 (クライアントの自己決定を促し尊重する)
7. 秘密保持 (秘密を保持し信頼感を醸成する・・・例外あり)

◆この研修のアウトライン

1. ファミリーホームの理念
～自分のホームの理念の「点検」と再構築
2. 行動指針
 - ①行動指針のもつ意味
 - ②養育の質の向上のために
 - ③家庭内の連携、家庭外との連携
 - ④地域にひらかれたFH
 - ⑤ファミリーホーム協議会とのつながり
 - ⑥行動指針の作成
3. コンプライアンス
倫理綱領の理解と確認
運営面での留意 ほか



well + being

「ウェルビーイング」とは

身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念（世界保健機関憲章前文より：WHO設立の1947年）

→「よりよく存在し、生きていけること」（横堀）
人権、人間の諸権利が守られた「よい」状態



すべての子ども・家族の「いま」を支え、「これから」を育むには？

どんなに小さくても、どんな状況にあっても、 子どもは権利の主体



- ①インフォームドコンセント（説明を得たうえでの同意）
- ②インフォームドチョイス（説明を得たうえでの選択）
- ③インフォームドアセント（子どもへの説明と本人の同意）

- ①（年齢により家族を含めての）説明を得て、同意
- ②選択肢のメリット・デメリットも説明を得て、本人が選択
- ③子どもにも説明し、子どもからも理解・賛成・了解を得る
- 生活や支援過程を「当事者とともに」紡ごうとするプロセス、
センスの発揮～子どもに、日常小さな自己選択・自己決定を
- ★ 「子どもはどこにいても育ちゆく子ども、そして表現者」 ★



子どもの「意味のある」参加

子どもの参加（子どもが子どもに関わる事柄について意見を
表し、それがおとなに考慮されること）は、それ自体が子どもの
権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するた
めの大切な手段でもあります。

子どもの参加の方法は、子どもの年齢や状況によって様々な
形があります。

参加する「場」、意見を言える環境、意見を聴くおとなの存在が
あり、そして、参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えるこ
とによって、「意味のある参加（“meaningful participation”）」と
なることが大切です。

子どもに関わる事柄とは、その子どもに直接関わることのみで
はなく、広く子どもに関わる環境や政策等も含まれます。

（出典：ユニセフ「子どもの権利条約の考え方」）





自分のファミリーホームの理念

公的文書にも、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも「倫理綱領」にも、報告書等にも、ファミリーホームの理念は示されている。各ホームが掲げる理念には、家庭養育としての養育環境づくり・家庭養育に込める意図や願い、子どもの権利保障への考え・姿勢、養育者の価値・感性等が現れる

→あなたのホームの理念をどう言語化されていますか？
(大人が責任をもって作成？ 子どもとともに作成？)

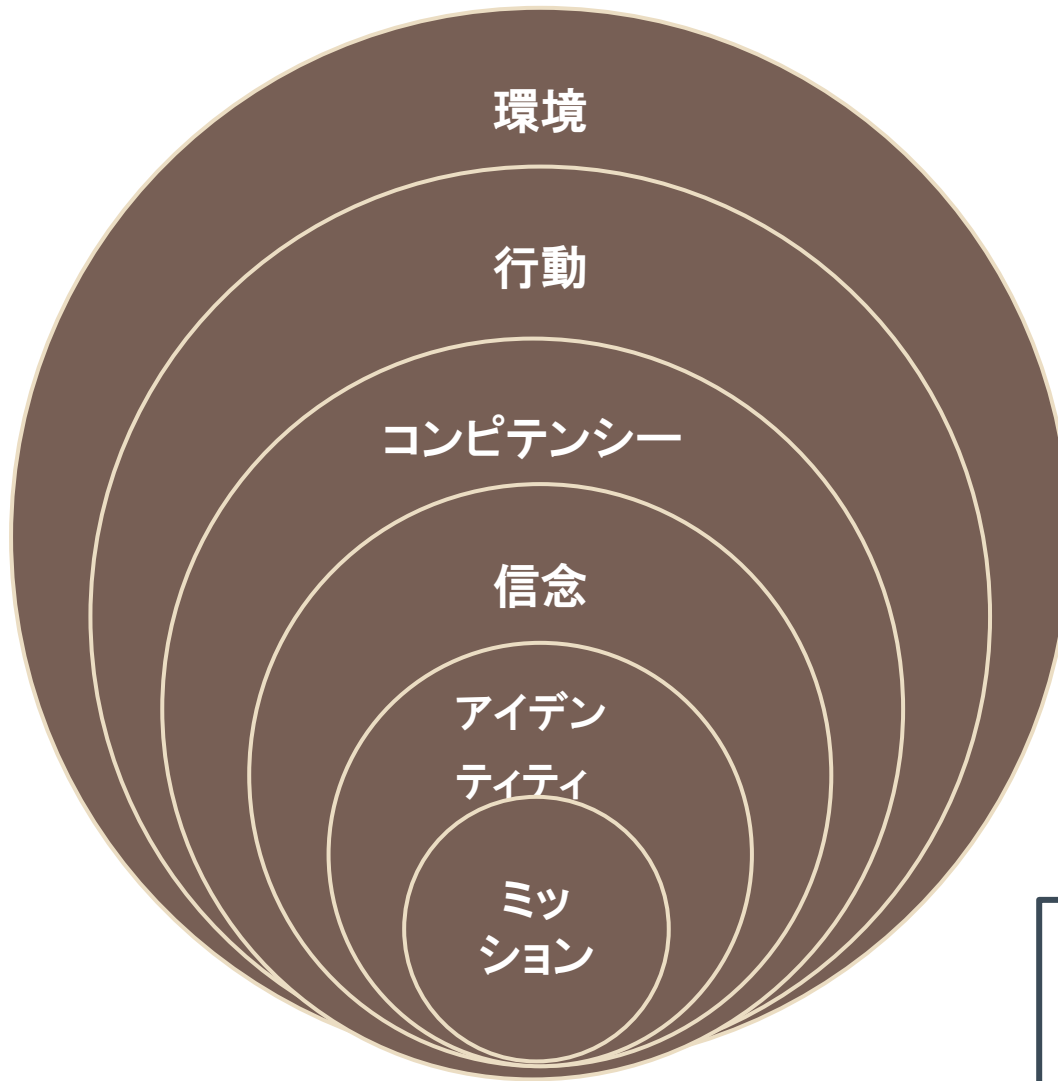
〈参考〉ソーシャルワーカーに求められる コンピテンシー(行動特性や力)とは

26

- ◆「人がその環境で効果を上げるような方向へ向けられる
力量、人と環境の相互作用の中での経験の蓄積」
- ◆「設定した目標を達成するために、これまでの経験を生かし
環境の中で効果的に対処適応していく力」
- 個人的な側面だけでなく社会環境や物理的環境の側面との
相互作用の中で成長発達していくこと

＊ファミリーホームの養育者に期待されている行動や力、
姿勢とは何か、関係者と語り合ってみてください

〈参考〉



(6) 環境・・・自分は何と向き合っているか、向き合わなければならないか

(5) 行動・・・実際、何をしているか

(4) コンピテンシー・・・何ができるか

(3) 信念・・・何を信じているのか

(2) アイデンティティ・・・自分をどう
いう存在として認識しているか

(1) ミッション・・・理想・使命・目標
(コアクオリティ)

「重層的な自己・たまねぎモデル」
(korthagen, 2013)を紹介した
上野谷加代子による(2021)

自らをふり返れる力、状況への調整力

28

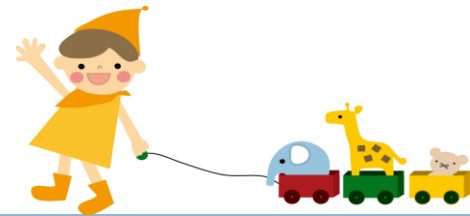
◆「福祉人のしごと」(上野谷、2021)

- ①やらないといけないこと(使命、ミッション)
- ②やりたいこと(意志、仕事欲、チャレンジ)
- ③やれること(能力、気力、体力、お金、仲間、
ポジション、組織等) ...とのジレンマ

～出典：上野谷加代子「地域共生社会創造におけるソーシャル
ワーカー(専門職)の役割と課題」資料より(2021年2月)

★理念の実現のために働くことは、ソーシャル・アクション
→「心に灯りをともし続ける」には、何が必要なのでしょう？

社会的養護とは



29

「社会的養護とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが
適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すると
ともに、①「 」を行うこと」

～出典：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「社会的養護の推進について」2020年より

- * 実親の心情や抱えてきた生きづらさへの理解、親支援も重要
 - * 実親が、強みや弱さも含め、「我が子が好きになれるように」
- ◆家庭と同様の環境における養育の推進→ファミリーホームは
現在 446ヶ所、措置児童 1,718人(2022(令和4)年3月末現在)

社会的養護の基本理念と原理

(こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」2024年6月)

30

【社会的養護の基本理念】

- ① こどもの最善の利益のために
- ② 社会全体でこどもを育む

【社会的養護の原理】

- ① 家庭養育と個別化
- ② 発達の保障と自立支援
- ③ 回復をめざした支援
- ④ 家族との連携・協働
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援



◆ ② 「 」の保障とは

「子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。子どもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる1人以上の人との『つながり』である。

それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して社会が保障すべきものである」

出典：畠山由佳子・福井充編『② を目指す子ども家庭支援』岩崎学術出版社、2023年

★社会的養護(代替養育)に特化した概念ではない

「子どもの最善の利益」と権利保障のために働く 〈参考〉2025年度 専門里親認定研修のまとめより

32

1. あなたは「子ども(やその親)が生きた歴史を刻む」大切な人
 - * 子どもの権利保障は、近い大人のありようで決まる
2. 養育者・支援者は子どもにとって「重要な他者」(G.H.Mead)
3. 自己肯定感の獲得・回復 ～私たち全員が、人として受け入れられ、「ゆるし、ゆるされて在る」ことを思い起こそう
4. ストレングス(“strength”)＝「強み」に気づく、伝える
 - * 子どもも大人も、すでにできていることがたくさんあるはず
 - * よいところを数えていますか(可能性を信じるレジリエンス)
5. “good enough”(ほどよい、適切)な養育・暮らしを目指そう
6. 人間のしていることは、その時々「ベスト」である

「子どもの最善の利益」と権利保障のために働く

33

7. 子どもにとって、真の「居場所」をつくる(安心・安全・安定)
8. 「見離されない体験」、「喜ばれ、感謝される体験」を積む
9. 存在の肯定から自己概念の修正へ(「どうせ」からの脱却)
10. 生育歴を思いやる努力、実親、親子関係を想像する力
 - * その子の体験から作られた「メガネ」をかけようとする
11. 中途養育には、共感的理解と客観的理解が必要
 - * 人と環境との相互作用に着目し、深める子ども・家族理解
12. 「育ち直しの伴走者」＝養育者にも、ケアと伴走者が必要
13. 養育をふり返る力～記録の重要性、関係者との共有
14. 子どもの潜在可能性は、信頼する大人との間でひらく

◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

(2012年、一部抜粋。『里親・養育指針ハンドブック』2013年も参照を)

- ・ファミリーホームは、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものをいう。
- ・里親及びファミリーホームが行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。
- ・里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。
- ・また、社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。(★横堀付記:＝「家庭養育」)

◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より ◆

・社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。

また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し、あるいは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。

・里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。

また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

(★横堀付記: 個別的ケアと多人数養育への期待)

◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

●基本的な考え方(家庭の要件)

- ①一貫かつ継続した特定の養育者の確保
- ②特定の養育者との生活基盤の共有
- ③同居する人たちとの生活の共有
- ④生活の柔軟性
- ⑤地域社会に存在

●家庭養護における養育

- ①社会的養護の担い手として
- ②家庭の弱さと強さの自覚
- ③安心感・安全感のある家庭での自尊心の育み
- ④自立して生活できる力を育む
- ⑤帰ることができる家



◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

●家庭の弱さと強さの自覚

・子どもを迎え入れるどの家庭にも、その家庭の歴史があり、生活文化がある。養育者の個性、養育方針、養育方法等にはそれぞれ特色がある。また、地域特性もある。そして、これらには「弱さ」も「強さ」もある。

・それぞれの養育の場に含まれる「弱さ」の部分も自覚し、支援やサポートを受け、研修等を通して養育力を高めるとともに、ごく当たりまえの日常生活の中に含まれる、養育の「強さ（Strength）」をより発揮できるよう意識的に取り組む姿勢が求められる。養育者と子どもの日々の生活が養育者の成長にもなり得る。（★横堀付記：「強さ（ストレングス）」＝「強み」：すでにできていること、「問題」が起きていない部分等を含む）

◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

●ファミリーホームにおける家庭

・ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である。③

・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。

・ファミリーホームの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、家庭養護の特質を十分理解する必要がある。

◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。

- ・養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。

- ・補助者が養育者の家族である場合には、養育が④ となるよう特に意識化することが必要である。

●支援の必要性

- ・関係機関・支援者との養育チーム作り

★横堀付記:「チーム養育」)



◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

●地域とのつながりと連携

- ①地域や社会へのひろがり
- ②里親会等への参加 ③市町村の子育て支援事業の活用

●社会的養護の担い手として

・里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である。

・養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である。

・家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育力の営みである。養育者は、研修・研鑽の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要がある。

◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

(以下は「各論」からの一部引用を含む、横堀による要約)

●家庭に子どもを迎え入れる中途養育

・家族の暮らし方、約束ごとについての説明

→子どもに説明して、意見を聞いたうえで合意形成をしていく
その支援過程が子どもの適応を助け、暮らしやすさを実現

→子どもに強要するのではなく、年齢や状況に応じ、意見を聞き、
約束ごと等も適宜見直す(★横堀付記:「ルールメイキング」)

・子どもの名前、養育者の呼称、教育機関・医療機関との関係

・子どもの自己形成(「真実告知」、ライフストーリーワーク、
子どもの実親への思いへの寄り添い、実親との交流等)

(★横堀付記:「いま」が落ち着くと過去に向かうことができ、
その後、「これから」に少しずつ向かい始めるのです)

◆「里親及びファミリーホーム養育指針」より◆

- ・実子を含めた家族一人ひとりの理解と協力
- ・子どもの「選択」の尊重
- ・健康管理と事故発生時の対応
- ・教育の保障と社会性の獲得支援
- ・子どもの「行動上の課題」についての理解と対応
- ・進路選択の支援(進路選択・開拓支援)・自立支援
- ・措置(委託)の解除、解除後の交流
- ・自立支援計画、養育の記録、関係機関への報告
- ・権利擁護(体罰禁止・被措置児童等虐待防止を中心に)
- ・子どもが意見・苦情を言いやすい環境づくり、守秘義務
- ・「密室化」予防～関係機関・地域との連携
- ・養育技術の向上、強みや変化を含めた多角的なふり返し
- ・自己評価・外部評価(第三者評価)、第三者委員等の活用



◆「施設の」から「家庭養育」へ◆

『ファミリーホームの設置を進めるために』厚生労働省 ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ、2014(平成26)年3月、P.13より

●理念の明確化、要件規定等の見直し

・里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化した。(児童福祉法施行規則と実施要綱を改正、2012(平成24)年3月)



◆「施設の」から「家庭養育」へ◆

『ファミリーホームの設置を進めるために』厚生労働省 ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ、2014(平成26)年3月、P.4より

・従来(★横堀付記:制度化以来)、「小規模住居型児童養育事業所」としていたが、施設的な印象となっていたことから、平成24年4月施行の改正児童福祉法施行規則より、「小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)」と称することとし、小規模住居型児童養育事業所の用語を廃止した。
・「管理者」は「養育者」に、「入居定員」は「委託児童の定員」となった。

★養育者は、「当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者」

★養育モデルの基本は、夫婦の居住プラス補助者 に

◆ ファミリーホームのメリットや意義① ◆

『ファミリーホームの設置を進めるために』厚生労働省 ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ、2014(平成26)年3月、P.8より

- 養育者が変わらないため、一貫した関わりができる
- 一般生活の家庭に近い環境
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況に合わせた対応を取りやすい
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい
- 調理をすることにより、食を通じた関わりが豊かに持てる
- 近所とのコミュニケーションの取りかたを自然に学べる
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい

◆ ファミリーホームのメリットや意義② ◆

『ファミリーホームの設置を進めるために』厚生労働省 ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ、2014(平成26)年3月、P.8より

- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供することにより、子どもが自己肯定感を育める(★横堀付記: 実子への説明、配慮、ケアも必要)
- 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身につく
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持った時のイメージができる
- 自立を意識し、意図的に子どもに関われる
- 地域の子ども会、自治会に参加するなど地域での生活を体験することができる(★横堀付記: 大人も参加できること)

◆ ファミリーホームの課題と対応 ◆

『ファミリーホームの設置を進めるために』厚生労働省 ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ、2014(平成26)年3月より

- ・「親」的な家庭養育の養育者確保、施設職員からの移行支援
- ・児相・施設等との連携、ファミリーホームの孤立化防止
- ・受託方針の明確化、慎重なマッチングによる養育の成立
- ・子どもの主体性確保、子ども同士・子どもと大人との相互作用
- ・障がいのある子どもへの適切な児童発達支援等、障がい児福祉施策活用、障がい特性に応じた支援の展開
- ・思春期の子どもへの配慮と個室用意、性の課題への対応
- ・委託児情報や養育記録、貴重品、会計帳簿等の管理、保管
- ・補助者に求める役割や専門性の検討、親族補助者への留意
- ・養育者の高齢化・世代交代、子どもの最善に立つ継続性検討



行動指針・意識・啓発

行動指針とは、倫理綱領を行動レベルに具体化したものであり、ファミリーホームの養育者が、補助者とともに、倫理綱領に基づいて実践するための行動を示すものである。

(参考)横堀昌子「日本ファミリーホーム協議会倫理綱領採択に寄せて」、『社会的養護とファミリーホーム』第6号、2015年、巻頭寄稿、P.4～P.7

● 改めて、「倫理綱領」とは ●

(国家資格の専門職団体や協議会、各機関ごとに作成・活用)
～ いわば「ゴール」であり、実践の「土台」であり、「方法論(プロセス)」です

* 専門職団体が、専門職としての社会的責任、職業倫理を行動規範として成文化したもの。専門職としての価値を示すものであり、行動指針として大切にすることであり、自己の実践をふり返る際の基盤を提供するものでもある

* 専門職として責任を果たすために欠かせない内容が盛り込まれており、利用者をサポートするうえでも、倫理綱領に基づく対応が求められる→ 利用者との約束、社会への宣言

～ 家庭養育にかかわる者として、どう意味づけ、活かしますか？

日本ファミリーホーム協議会 倫理綱領

2015(平成27)年5月21日採択

50

すべての子どもは、家庭において豊かな愛情を注がれ成長していく権利を持っています。

私たちファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもたちに、子どもにとってあたり前の生活の場である「家庭」を提供し、迎え入れます。

子どもを権利の主体として尊重し、地域に根ざした家庭としての暮らしを通して子どもの豊かな発達と自立を支援し、子どもたちが自己肯定感を感じられ、ともに育ちあうことのできる生活を子どもたちとともにつくります。

私たちファミリーホームは、家庭養護として事業化され社会的な養育を担う者として公的責任を託されていることを自覚し、子どもや家族、社会から信頼される、専門性を持った養育力の向上に努めます。

日本ファミリーホーム協議会 倫理綱領

2015(平成27)年5月21日採択

51

1. 子どもの最善の利益の尊重

私たちファミリーホームは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、愛着関係と基本的な信頼感を基盤とする養育を通し、子どもたちの豊かな発達と自立を支援します。

2. 家庭養護の保障

私たちファミリーホームは、養育者が地域に住まう家庭に子どもを迎え入れ、家庭での生活を大切にしながら、養育者と子ども、子ども同士の関係を守り、活かし、子どもたちが豊かに育ちあうことを支援します。

日本ファミリーホーム協議会 倫理綱領

2015(平成27)年5月21日採択

52

3. 子どもとその家族への理解と支援

私たちファミリーホームは、それぞれの子どものおかれた状況や生きてきた歴史、育ちの姿を受けとめ、子どもとその家族との関係を大切にしながら養育します。

4. 守秘義務の遵守・プライバシーの保護

私たちファミリーホームは、守秘義務を守り、子どもやその家族のプライバシーを尊重し、子どもも大人も相互に信頼と安心に満ちた家庭生活の実現に努めます。

日本ファミリーホーム協議会 倫理綱領

2015(平成27)年5月21日採択

53

5. 子どもの安全・安心の保障と権利擁護

私たちファミリーホームは、子どもの基本的人権と権利を擁護し、いかなる理由があっても、あらゆる虐待・人権侵害・社会的排除を否定し、これらから子どもを守ります。よって、私たち自身もこれを行いません。(★横堀付記:子どもにかかわる第一線は、子どもを傷つける可能性も当然あります。私たちすべてに加害的リスクがある自覚をもちましょう)

6. 子どもの意見表明の支援と子どもの代弁

私たちファミリーホームは、家庭生活を通して子どもの自己実現を支援し、子どもが主体的に自らの意思を表現できるよう支えます。また、日々の養育を通して子どもの声を聴き、ニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁・発信していきます。

日本ファミリーホーム協議会 倫理綱領

2015(平成27)年5月21日採択

54

7. 地域社会や他機関との連携

私たちファミリーホームは、地域の人々と協力し合い、関係機関・団体と連携するネットワークや関係者とのつながり・支援を活用しながら、ひらかれた養育を目指します。

8. 信頼される養育のための専門性の向上

私たちファミリーホームは、研修や仲間との学び合い、自己研さんを通して人間性や専門性の向上に努め、社会的養護の養育を担う者としての責務を果たします。

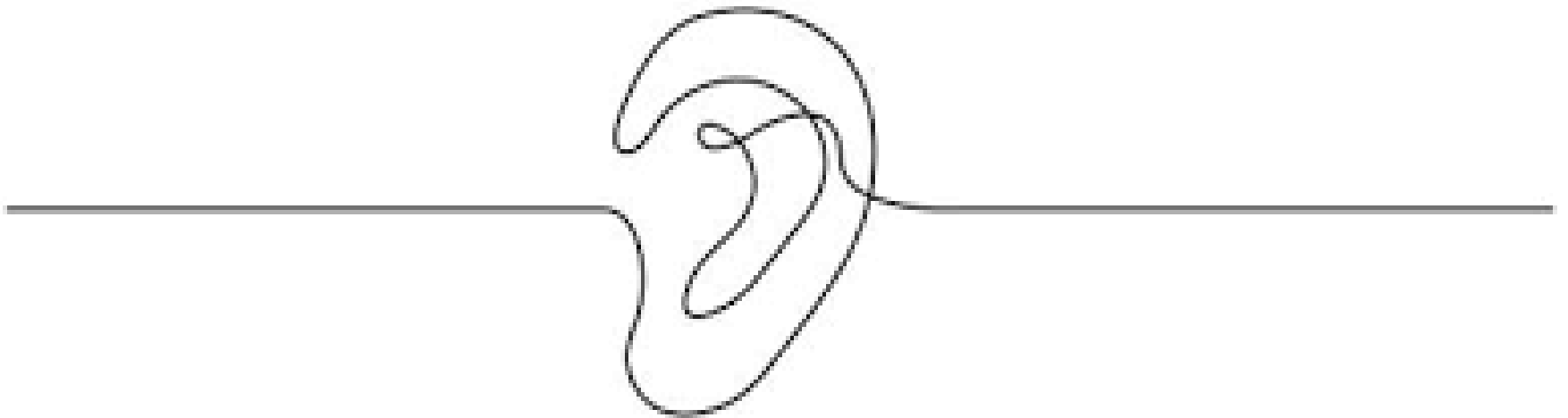


・・・耳をすます・・・

聴こうとしてはじめて、聴こえてくる「声」がある
最後まで、さえぎらずに「聴く」力

子どもの権利条約第12条では、「子どもの声を丁寧に聴き、それを子どもに合わせて十分考慮する」ことが定められている

当事者を「サイレント・マイノリティ」にさせない社会を
「聴く人と聴く社会があって語りが生まれる」
(NPO法人ライフリンク 清水康之)



- ①子どもの相対的貧困率 11.5%(2021年)
→ 子どもの9人に1人が貧困状態(OECD諸国の平均を上回る)
ひとり親家庭の貧困率 44.5%(2022年)
- ②人びとの間の「格差」の広がり
→ 親の所得や地域により子どもに及ぶ不利、社会の断絶・孤立
- ③子どもの数 1,366万人(2025年4月) → 少子化の加速
- ④児童相談所による子ども虐待相談対応件数、
いじめ・不登校・子どもの自死 → いずれも「過去最多」更新
- ⑤子ども食堂、子ども・若者の「居場所づくり」→ 奮闘中

★子どもがいのちを輝かし、育つこと、
子どもを生み育むことに希望をもてる社会とは？
★子どもや親の「しんどさ」を聴ける人はだれ？



社会的養護経験者のことば（2017）

57

「私たちは、望んで子どもの貧困の当事者になったわけではありません。私たちにもみなさんと同じように、親に愛され、日々の生活の知恵を得ながら、好きなことを望み、経験する権利はあるはずです。足りなかった経験や愛情を自分のせいにする必要はありません。ましてや、「感謝」する必要もありません。守られるべき権利や経験が守られていない、と声を大きく発言できる社会であるべきだと、私は思います」

～出典：金城さや佳「0章 語り始めた若者たち」、沖縄県子ども総合研究所編集委員：加藤彰彦・上間陽子・蒲田佐多子・金城隆一・小田切忠人『沖縄子どもの貧困白書』かもがわ出版、2017年

◆ 私たちにできる伴走型支援とは？ソーシャルアクションとは？

子どもの将来に「説明がつく」支援を

58

- 「施設職員に里親制度を、里親さんには施設のことを学んでもらいたいです。自分は施設で育ったけど、もしかして里親家庭で育つ選択肢もあったのかな。なので自分も制度を知りたいです」
- 「社会的養護が必要な子どもを社会全体で支えようとする社会を自分もつくっていききたいと考えています」
- 「この国は里親を増やそうとしていますが、里親の支援体制がないのなら、ただ里親への委託を増やすことはしてほしくないです」
- 「子どもが、愛情を注がれて大切に育てられ、この家庭で育ってよかったと心から思える、そんな里親もいるということを、社会に知ってほしいと思います」

～朝日新聞厚生文化事業団 ぴあ応援フェス2022 実行チームの若者の言葉

当事者ユース(ケアリーバー)から学ぶこと(2023)

～「すだちず」ウェブサイト、どうぞご参照ください

59

- 「私の里親さんは、児童相談所の文句をよく言い、関係が切れていた。里親会にも入らず、他の里親さんとも交流がなかった。里親であることを地域に話していなくて、私も公表しなかった。だから私は、大学に入って里親家庭から離れるまで、自分と同じ立場の子どもや里親さん以外の大人と出会ったり気持ちを分かち合ったりすることはなかった。今は仲間とそれができてうれしい」
- 「生活環境確保のために条件がよいと里親さんから言われ専門学校に進んだけど、後でよく調べると、大学に行けてたと思う」
- 「自分は実姓で大学に通うことが、苦痛でしかたなかったです」

～朝日新聞厚生文化事業団 ぴあ応援フェス2023 で語った若者の言葉から

当事者ユース(ケアリーバー)から学ぶこと(2025)

「私は、里親さんがかけてくれた一言が今の私を作っていると感じます。私は中3の時に里親家庭で暮らし始めました。その頃は、『自立』しないといけないと思い込んで、人に頼ることが申し訳なくなっていました。里親さんや友達と仲が悪かったわけではないのですが、自分は皆とは違う存在だから一緒にいるのは良くないと勝手に距離を感じて寂しかった記憶があります。しかし一人暮らしする際に「自立することは、ひとりで何でも頑張ることではないんだよ」と里親さんに言われました。分からない時には誰かを頼って、助けてほしいとSOSを出すこと、自分の限界を理解して協力していくこと、同じように誰かを支えること。そうすることが『自立』することなんだよ、と。私は目から鱗が落ちたような気持ちでした。苦しくても誰にも頼らないのは逆に周りを心配させてしまうのでしょう。その時の私にとっても響いた言葉で、今も度々思い出します」

こどもが未来をまなざすために ～「声」に学び、私たちが応える責任があることとは？

61

「私が児童養護施設に入所中の十年間、年に1回児童相談所の職員さんが施設にやってきて、話す機会がありました。でも自分は何のために話しているのか、そして話した後、話したことがどうなるのかわかりませんでした。あれは一体何だったのですか？」

「ライフストーリーワークや心理治療とか、こんなにも体系化されてるんですね。自分もこういうことを18歳までにしてほしかったな」「私はいずれ、施設訪問型アドボカシーをしたいです」

「子どもの頃、“こわれてた”お母さんを助けてほしかった…」

(二十代の、ある当事者ユースの語り)

レジリエンスの概念をめぐって

62

レジリエンスとは「とてもつらいことがあっても、心理的・社会的・文化的、身体的なリソースを周囲と協力しながら利用して、自分のWell-beingを保つ力」（山口有紗、2021）

- * 内外のリソースを利用できるかは、個人の力だけではなく、周囲との関係性によって異なる（相互作用）
- * 周囲の人が、その人にとって必要なリソースを提供できるかどうかも大切なポイント
- * 小児期の逆境体験（ACEs）の研究によれば、肯定的体験もその人の支えになっていく
- ◆一方、若者は「支援」が嫌い（大人も同様？）
- 当事者ユースを含め「支援」と言わずにどう支えていけるか

子どもたちの未来につなげる支援とは

63

①「子ども主体」を考える～「子どもにとって」という軸足から

◆理解され伴走されている実感を子どもがもてるように

◆「支援はプロセス」子ども自身の、「自分の人生」への参画

(例)子どもと一緒に強みを確認し作成する支援計画

→ 子ども(とその家族)と支援者との協働の構築

② 養育者としての自分の働きの「成果」を一体何で計るか

◆”Doing”から”Being”へ

・「何をしたか」ではなく、結果として子どもが「どう在るか」

◆小さな変化に目を留める

・解決を急がず向き合う力→⑤



「子どもの権利とは、自分が大事にされている
ことを、子ども自身が実感できることである」
(許斐有)

★大人も、
ですね！



「あなたはかけがえのない大切な人。
・・・あなたのとなりにいる人も、私もね」

人間は、どの人も「発達」の途上にある

65

- ◆「発達」・・・あまり日常的な言葉ではない
外からの評価として表現されやすい



＊ 浜田寿美男(2006)の言う、発達の事象:

「手持ちの力を使い、今のできなさを引き受けて、
何とかやりくりしながら、自分の最大限をそのつど
生きていくなかで初めて、次の力は伸びてくる。
発達とはあくまで結果であって、目標ではない」

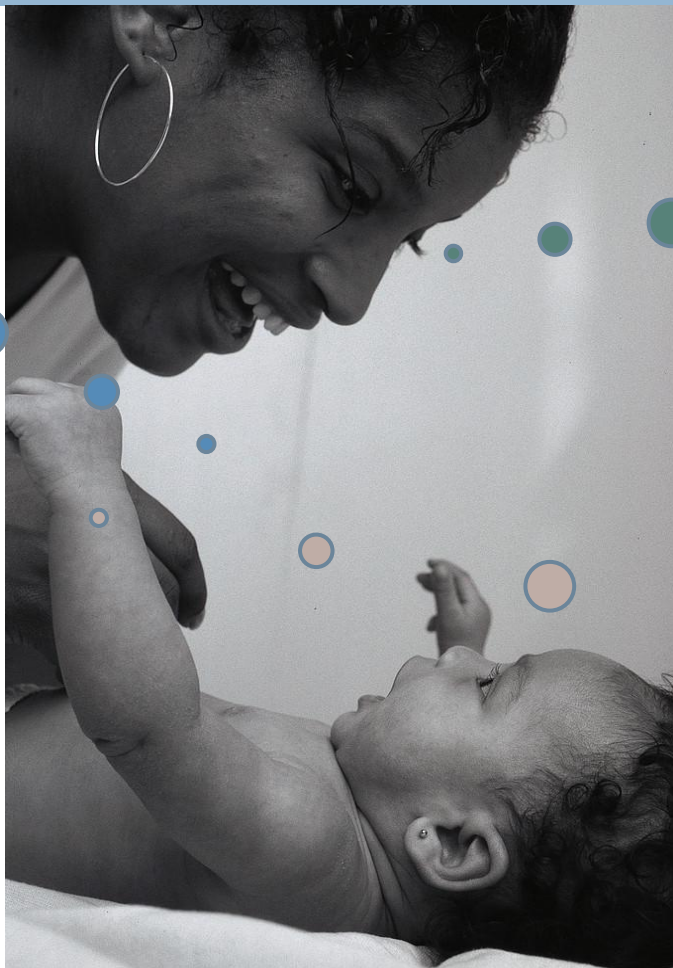
→ 目の前の当事者に合わせたサポートの創造を
当事者が「今いる階段」からのスタートが求められる

喪失から獲得へ ～大きい人も小さい人も、養育者は大切な人

66

見る

- ★自由な感情・感覚の表現
- ★自分の不全感、否定的感情への気づき
- ★失敗もつまずきも共有・共感



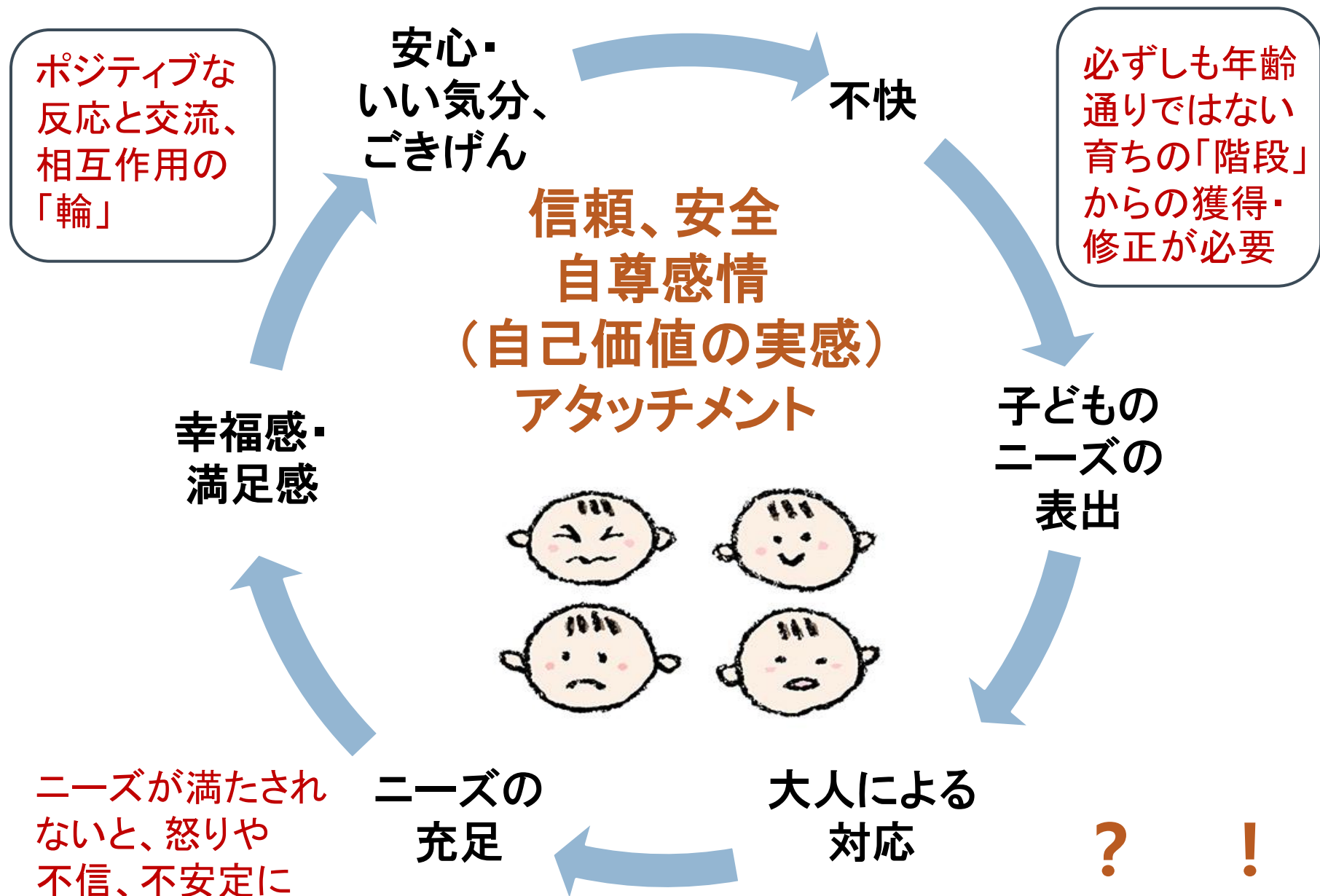
話す

- ★応答性と自己価値
- ★情緒的関係の形成

さわる

- ★スキンシップには一定の留意が必要

●「快」を感じさせてくれる人への適応と信頼



◆「感情はともだち」:

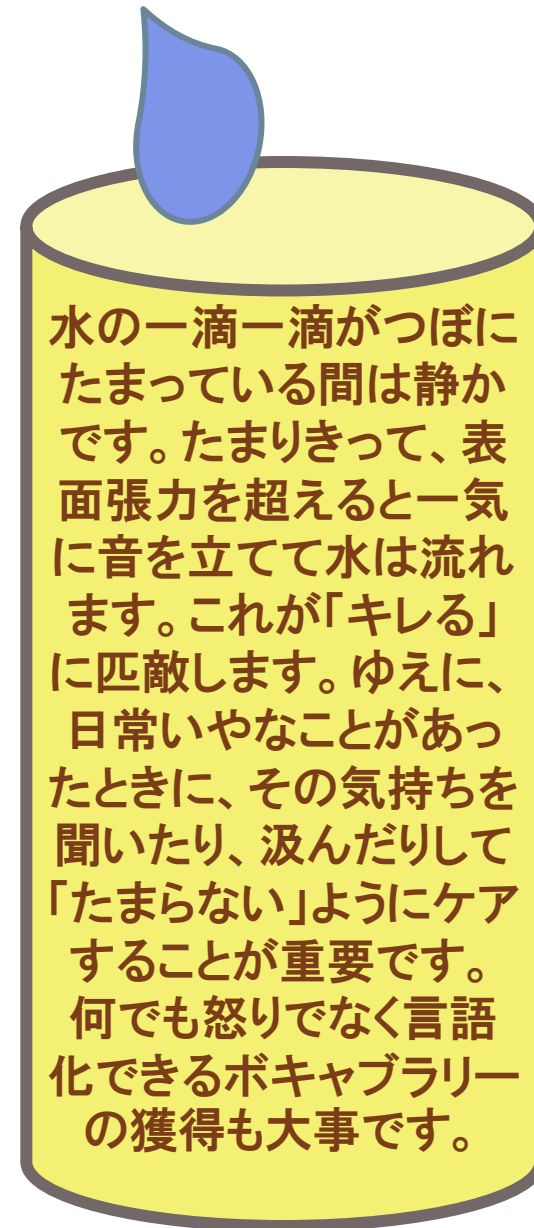
怒りをもつことは健康なこと
(例: 怒りは社会を変えてきた)。よって、「何で怒ってるの?」と叱るのは不適切

◆ネガティブな気持ちは怒りで
集約しやすく、やがてあふれる
→「キレル」とも言いますね

◆アンガーマネジメントの 考え方からのヒント

→「怒ってもいいよ。でも誰かを
傷つけないでね。自分を傷つけないでね。物をこわさないでね。そして、どうして怒っているのか話そうよ」

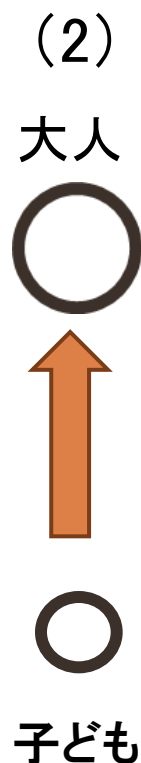
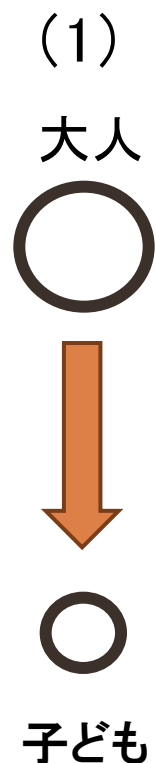
→その時々安全な方法で
発散、表現を促す



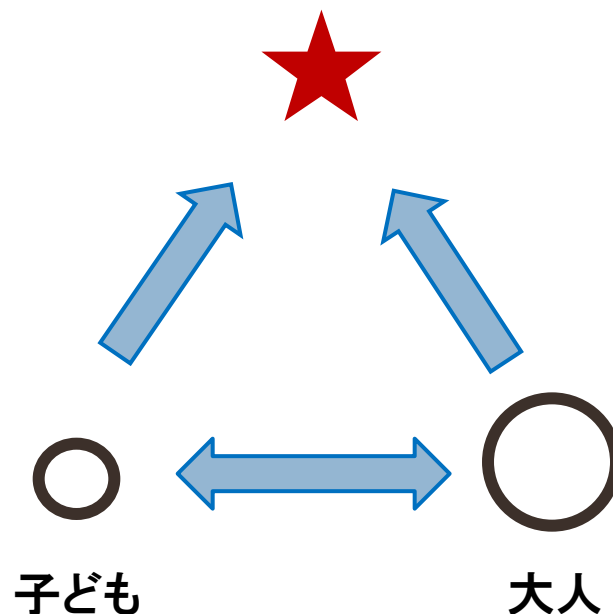
感情の壺(つぼ) (横堀)

他者との協働、アドボカシーの実践化のために (まず、「子ども」を想定して描いています)

69



(3) 支援を「三角形」に

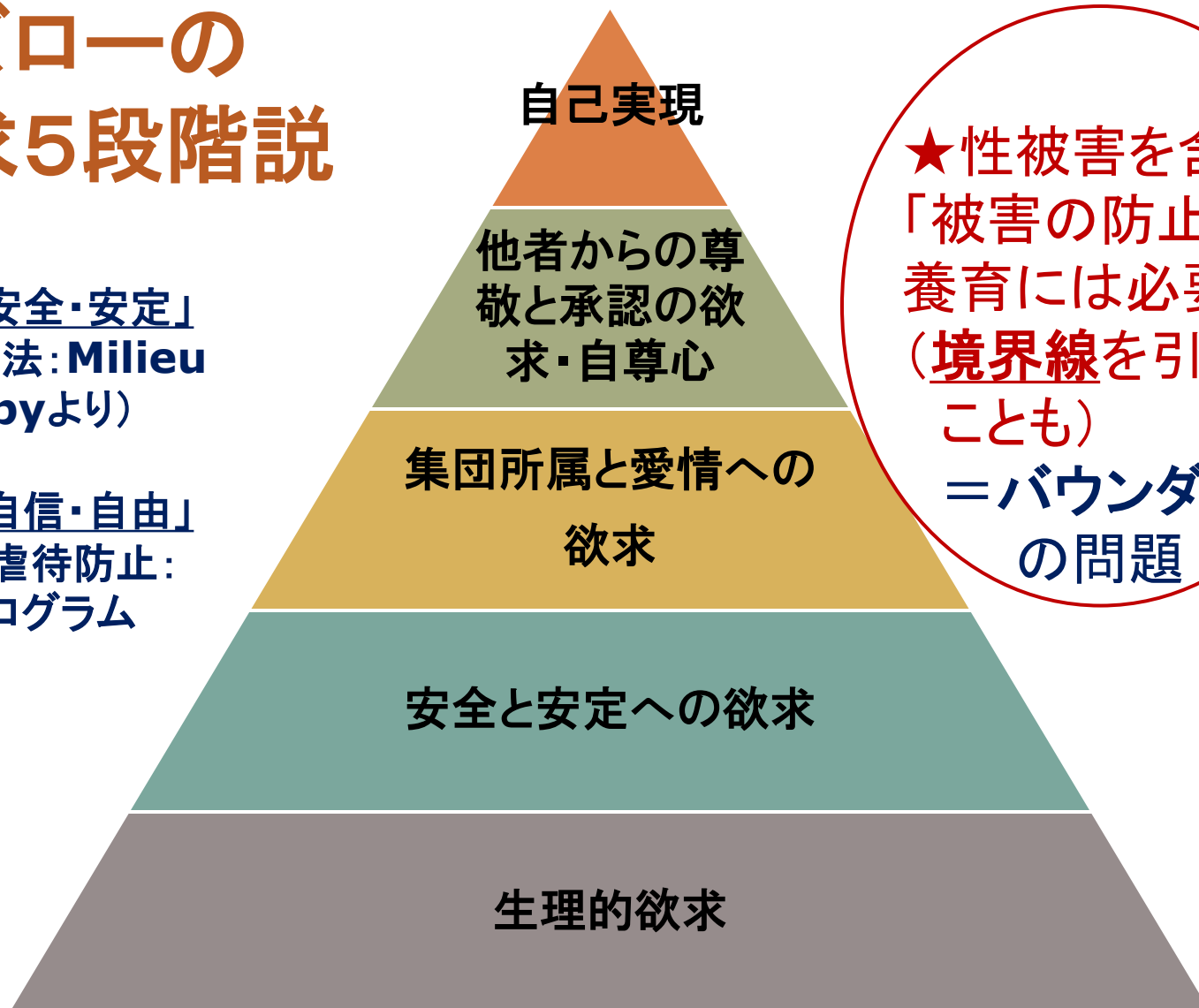


(「親業」他、いくつかのペアレント・トレーニングをもとに横堀作成、2023)

マズローの 欲求5段階説

「安心・安全・安定」
(環境療法: Milieu
Therapyより)

「安心・自信・自由」
(子ども虐待防止:
CAPプログラム
より)



★性被害を含む
「被害の防止」も
養育には必要！
(境界線を引く
ことも)
＝**バウンダリー**
の問題

身の営みと日常を確立していくステップ ～子どものアセスメントと、「自立」に向けての可能性探し 大人・子どもの関係形成・信頼形成と「協働」の階段

「支援はプロセス」



「あなたにとって必要なことに応えるのは、まずは私ですよ」

「一緒にやってみる？」
「手伝ってくれる？」



「コツはこうだよ。一緒に確認してみよう！」

「見守っているから、やってごらん」



「できるようになったね」「もう大丈夫そうだね」「やってくれて、ありがとう」



いろいろな状態の自分と一緒に歩んでくれる人
できなさがあっても、「強み」を見つけてくれる人
不適切なことは説明して指摘し、ヒントを出し、導いてくれる人

社会的養護の子どもたちが抱える状況、ニーズ

72

- ・複雑・多様な生育歴～家庭生活・親子関係の影響
 - ・虐待・ネグレクトなど不適切な養育環境や「逆境体験」、喪失、「あいまいな喪失」(Pauline Boss)・混乱等のもたらす影響
 - ・アタッチメントの課題、発達課題、障がい等、個別状況
 - ・自己肯定感・自己有用感が低い傾向→肯定的体験の獲得
- ★生い立ちを理解し、自分のこれまでとこれからをつなぐ経験、主体性・社会性、自立のモデルの獲得・アフターケアの必要
当事者への社会的理解の促進、ソーシャルアクション
- ★支援の実際は、養育者・養育体制による質の差も大きい
例) 子どもへの「罰」⇔「荒れている子ほど、あたためる必要」

被虐待児の心理・行動特性

73

＊愛着関係の作りにくさ、衝動性・暴力性の高さ、
キレやすさ、虚言・ごまかし、盗み、挑発的行動、
支配的対人関係(子ども間の加害・被害)・・・



だからこそ

それゆえに



- ＊「かたわらにいてくれる存在」「ちょっとした出来事・何気ない日々の積み重ねと時間」「粘り在る姿勢」
- ＊社会的に適切でない行動は、その理由を伝える
- ＊「そんなに荒れているあなたが心配だよ」(横堀)

「課題」の多様な可能性(増沢高、2022)

74

1. 生来的あるいは長期的な障がいや疾病

- ・身体的障がい、疾病、身体機能
- ・知的障がい、発達障がい等、脳機能の問題

2. 過去の環境的要因

- ・初期の心的発達の阻害 ・基本的信頼感の獲得と愛着形成
- ・しつけと自律性・心的外傷体験の後遺症
- ・喪失体験 ・学習した不適切な認知・行動

3. 現在の環境上の要因

- ・子どもにとって対処困難な状況、安全・人権の損失等

「障がいのある」子どもの状況とその理解

75

★知的発達症(ID)・自閉症スペクトラム症(ASD)・注意欠陥多動症(ADHD)・学習障害(LD) などいくつかの種類あり。重複も。

- * 言語の遅れ
- * 認知・言語コミュニケーションのむずかしさ
- * 強いこだわり
- * 他者との距離、境界線のむずかしさ
- * 集中できない
- * 衝動性
- * 自傷行為
- * 集団適応困難
- * 多動
- * リスクのある対処行動
- * 個人差への配慮の必要
- * 社会生活における理解のされにくさ、成人期へのもちこし

★前提として年齢、社会的状況、世代間の影響、虐待や喪失等の逆境体験、子どものトラウマの観点からもみていく必要

～個人で支えず、コミュニティで支える

「特性のある子ども」への肯定的な注目

76

★「困らせる子どもは、困っている子ども」

- * 生育歴の中に刻まれた経験、アタッチメントの課題、発達課題や発達の偏り、自己肯定感の課題、私たちの力量不足？
- * 本人と環境との間で何が起きているかを丁寧にとらえる

- * 本人が困っているのか、周りが困っているのか
本人にとっていやな刺激・不快、不利、誤解・・・

- * 診断ありきではなく、「その子どもを理解する」こと



★「問題行動」ではなく「対処行動」の努力やサインとしてねがい、周囲に伝える。子どものリソース(資源)に注目(山口有紗)

生活場面でのコミュニケーションと相互作用

77

- ①何があったのか、状況に気づき、聴こうとする人がいるか
 - ・「声」や「意見」を発するには、相手となる他者の存在が必要
- ②聴く側の資質・力量、余裕・安定が問われる
 - ・発せられた子どもの（声にならない）「声」を聞きとる
 - （★「あなたにとってはそうだったんだね」と受けとめる）
 - ・無視されたり、声をあげても状況が改善しないことが続けば、子どもの声（あげようという気持ち・意欲）は奪われていく
 - 「自分が声を出していい」と思える気持ちを獲得していく必要
 - （★子どもの「意見表明」＝自己責任ではない）
 - 「自分の思いに気づき、人生を主人公として生きる」

子どもから(親から)支援を求めてもらうための コミュニケーション(相澤、2023を参照し、横堀作成)

78

- ① 傾聴（途中でさえぎらず最後まで聴く、相互関係を活かす）
- ② 心情を受けとめ理解し、気持ちを言語化して汲む・伝える
- ③ 「強み」を伝え、気づき、力を引き出す
 - できてあたりまえと思わずに、「ふつう」のこと、できなくてあたりまえだと思うことを「強み」として認め、フィードバック例) こうして人とつながっていること、何かしら「やる気」があること・意欲や「すでに取り組んでいること」などを伝える
- ④ つながってくれたことへの感謝(ありがとう)を伝える
 - 相手の存在価値を認めることばを伝える(「あなたため」)

「行動上の課題」をとらえ、かかわる

79

- * 本人(当事者)にとって、必ず何か「意味」がある
～誰にとっての「問題」か、何が起きているか
- * 「気持ちの受容」と「行動・状態の容認」は分ける
～子どもに応答を返すときの「主語」に注意
(その子どもを主語に入れて明確に返すとよい)
- * 生育歴の見立て～背景、気持ちと行動の連動
- * 行動化は回復への道すじを歩み出していることの証し
- * 子ども同士の育ちあいの力も信じ、関係者とともにかかわる
- * 大人によるコントロールからの解放は「私たちの宿題」
- * 子どもには、「肯定的表現」で物事を伝えよう



自尊心を傷つけない支援のために

80

◆ “doing” (したこと) と “being” (存在そのもの) を分けて取り扱う
… 「存在の全否定」をしないかかわりの模索を

→ ①子どもの人格・存在そのものと、②行動、③行動が
もたらした影響の3点を、それぞれ整理して扱う 等

* 「問題」の中には、ポジティブな側面もおそらくある

(例): 安心できる場にくると、期待する相手に自分を表現

* 一方的に責めずに、困ったことを「一緒に考える」ワザ

* できていることをみつけ、できているときにこそフィードバック

* 小さな成功体験の積み重ね～選択肢探しと励まし

* 不完全な自分、弱さを含めて、自分が好きになれるように

(表面に見える)行動の中にある本当の気持ち、背景
たどってきた人生を想像し、理解に近づこうとすること



* 発想の例として:「多動」や「怒り」の源にある「恐れ」と「不安」

* 分析・診断より重要なのは、「その子の体験世界」「ストーリー」を
想像し、予測し、サポートすること

⇒「人権とは想像力」「行動とは意味のあるコミュニケーション」

(まちがった声かけ・かわわりは心理的虐待にもつながる)

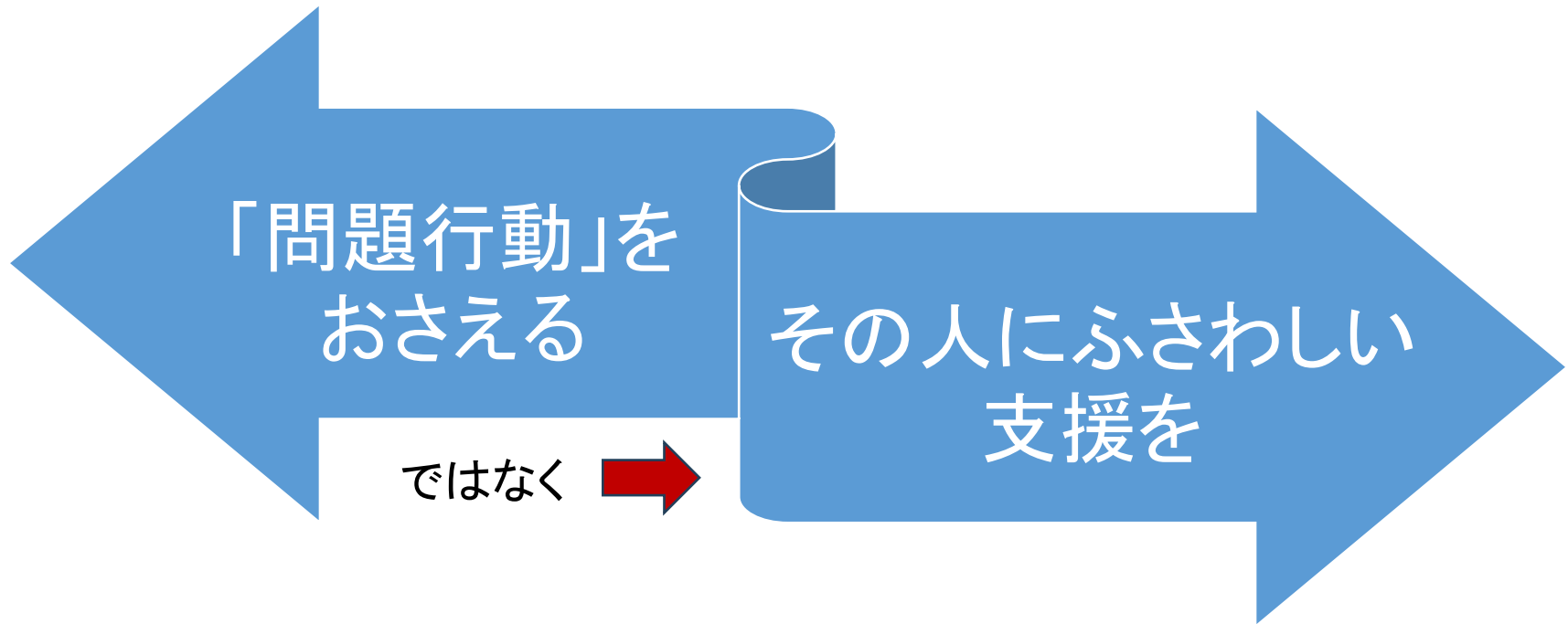
表面化した「問題」(出来事)から、当事者の中で何が起きているのか理解しようとするためのヒント(横堀モデル、2021)

82

- ・「その子にとって」何が起きたのか(表面化した問題は何か)
- ・そのことが起きるまでの経緯
- ・その出来事の前後に、誰との間でどのようなことがあったか
- ・そのとき周りで何が起きていたか、引き金になったのは何か
- ・「問題」が起きているときの本人の状況・状態
- ・そのことが起きたのはいつか(時間帯)、どこか(場所)
- ・誰に(何に)向かって起こした出来事か
- ・その出来事や状態が当事者にもたらすメリット・デメリット
- ・その出来事後の当事者の様子、何をどう語るか
- ・当事者の生育歴、生活歴とつながる要素があるか

★発想を変える必要あり

「行動上の課題」が示す、「特別な支援が必要となっている状態」
→本人や周囲に影響を及ぼす行動に含まれる「困り感」「サイン」
本人の側の「伝わらない」、養育者側の「わからない」を超えて



「**行動上の課題**」に気づき軽減・消去できるたしかな観点と倫理観、
セルフコントロール可能な人格的円熟さ、専門的技法をどう備えるか

「課題・失敗」を一緒に考え取り組むために

84

- * 「したこと」「doing」と人の存在の価値(“being”)は分けて扱う
 - * 「課題」を見せてくれるのはポジティブな側面でもある(強み)
 - * 「100%『よい親・よい支援者』はいない」
 - * 自分の子ども時代を知る、親以外の身近な他者の存在
 - * 支援とは、「健全な子ども像」「親子像」に引き上げることではない～子ども、親子が踏み出す“Small Step”を支える
 - * 「一緒に困ってみる」→相手と一緒に歩む人としての対等性
 - * できていることをみつけ、成立しているときに即フィードバック
 - * 小さな成功体験の積み重ねと確認～選択肢探しと励まし
- ◆ 不完全な自分、弱さを含めて、自分が好きになれるように



コンプライアンス

コンプライアンスとは「法令遵守」のことである。信頼される社会資源・養育資源であるために、養育・運営のそれぞれにおいて説明可能な明確化を図ることでもある。

社会に向け、家庭での公的養育を担う者として自らの働きに関し⑥ でもある。

● 運営上の留意点 ●

* 運営体制 法令を遵守したホーム運営

⑦「**安心・安全の担保**」

- ・養育体制 適切な雇用と給与体系・労務管理・福利厚生
 - ・安全対策
 - ①防火対策(設備)、避難訓練等、防災対策
 - ②災害対策、備蓄物品等
 - ③ハザードマップ・広域避難所確認等、諸準備
 - ④災害発生時の動き、安全確認の事前共有
 - ⑤ケガ・病気対応、感染・食中毒対策、備品準備
 - ⑥事件・事故発生予防や迅速・的確な対応準備
 - ⑦個人情報取り扱い、重要物・記録の保管等
 - ・苦情対応体制整備、第三者委員依頼、訪問アドボカシー受入
(以後、第三者評価基準検討・受審、自己評価、ガイドライン構築等も)



● 運営上の留意点 ●

- * 支援関係 理念実現、個人の尊厳の保持、権利擁護
人権への配慮と人格尊重
被措置児童等虐待防止・早期発見・対応、
再発防止、通告システム・対応フローの確認
個別の支援計画に基づいた適切な養育
自立支援につながる養育と支援の提供
心身の健康管理
関係機関との連携、外部との相談支援体制構築
- * 会計関係 費用の適正使用と管理、適切な事務処理
(子どもの小遣い含めて)
内部牽制体制の構築(諸対応を一人でしない)



◆こども虐待(こども家庭庁資料)

★被措置児童等虐待防止の責任あり

身体的虐待



殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待



こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト



家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待



言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

「里親が行う養育に関する最低基準」の要点 (2023.4.改正) 〈参考〉

89

- ・委託児童・実子を含め「平等な」養育
- ・養育における虐待の禁止
- ・教育権の保障
- ・健康管理・衛生管理
- ・給付金(支払いを受けた)金銭の管理
- ・自立支援計画の遵守
- ・秘密保持の徹底
- ・養育状況に関する記録の整備
- ・都道府県知事への報告
- ・関係機関との連携
- ・家庭環境の調整への協力 等

【関連ポイント】

- 2020年4月施行
改正児童福祉法
→親権者等による
⑧ の禁止
- 2022年12月施行
改正民法
→⑨ の廃止

養育や支援がうまくできないとき



90

- ・養育者が「望ましい子ども像」にとらわれているとき
- ・養育者が自分の原体験だけを参照しているとき
- ・子どもの生育歴の要点やニーズがわからないとき
(児相等と養育の留意点を共有できていないとき)
- ・その子どもの現実の姿をよく捉えられていないとき
- ・その子どもの「問題」ばかりがうかんでくるとき
- ・養育者がその子どもとの間で感情的に「引っかかる」ことが生じているとき、養育者のコントロール欲求が強くなっているとき(養育者の中に起きている「反応」をふり返る必要)
- ・学校や関係機関と具体的なやりとりができていないとき

援助関係とストレスマネジメント

91

◆人間関係のゆがみの中を生き抜いてきた子どもたちに、生活の場における人間関係と心に刻まれる 原体験を、「巻きこまれずに」どう提供できるか

→子どもとのひっかかり、養育者相互のひっかかり
(養育者も、内側に、怒りや傷つきを抱え持っている)



★自身の中にある「火種」(増沢高, 2004)に気づく

～否定するのではなく気づくこと。マイナスに働く「火種」とは、抱えこみ、「同僚」や関係者との間の競争意識、過度の熱意、支配傾向、被害感、独善性 等

重層的なサポート体制(増沢高) ～SV、コンサルテーションの発想とあわせて

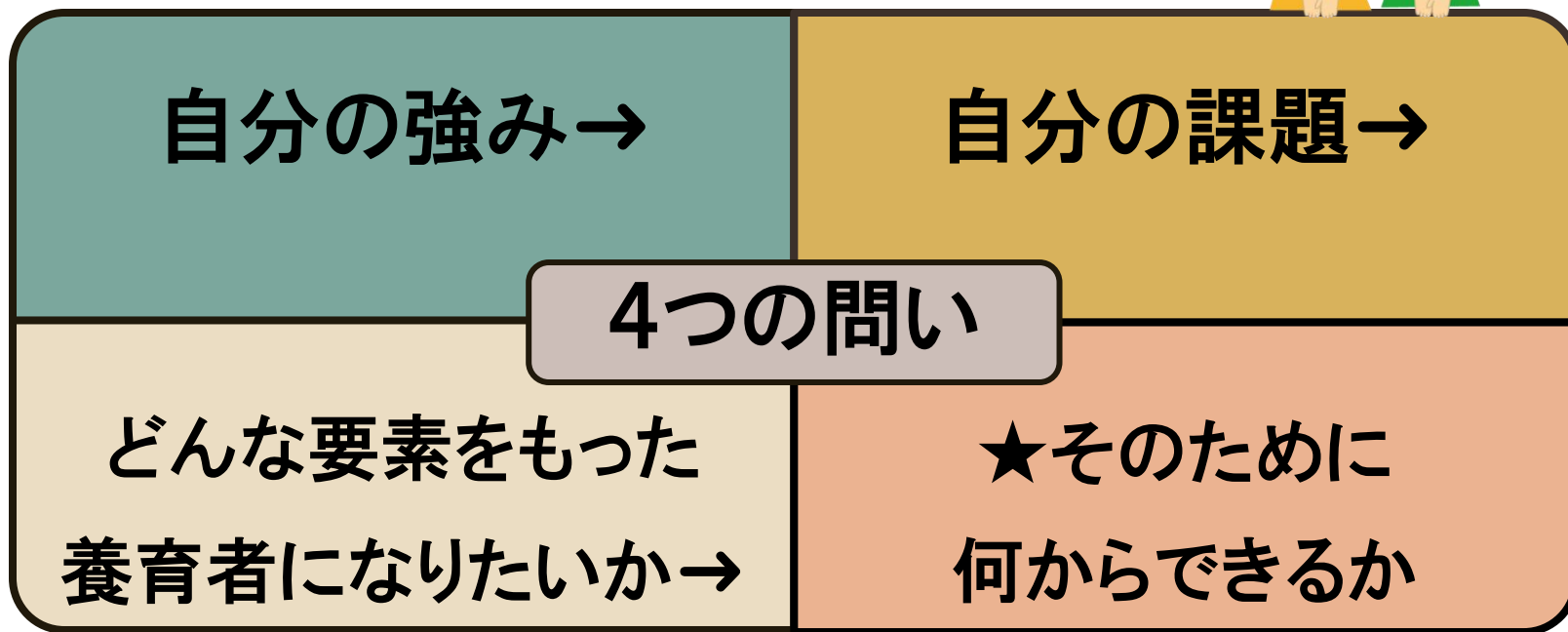
92

- ①相談でき、一緒に具体的な手立てを考えてくれる
職員(横堀付記:支援者)がいること
- ②実際、援助の手を差し伸べてくれる職員(横堀付記
:支援者)が複数いること
- ③援助過程をともに見つめ、苦楽をともに分かち合え
る仲間がいること
- ④自分が有用な援助者として認められていること
- ⑤誤った、あるいは行き過ぎた対応に対して適切に
評価され、指摘されること
(横堀付記:これもサポートなのです)



◆⑩「 」(※)の必要

～折々に具体的に考えてみてください



(※) 支援者自身が自分の感情・思考・行動(感じ方、考え方の傾向、依って立つ価値、知識や技量)について意識化し、自ら把握しておくこと → 対人支援にダイレクトに影響するため

自己覚知とは(自己覚知の必要要素)

94

①自身の援助動機を理解する

- ・自身の偏った援助動機や自分のもつ「価値」を自覚する
- ・自身のためでなく子どものための目標設定ができるように

②自分の思考特性を理解する

- ・正義感の暴走、同一化、孤立、自己満足、あきらめを防止
- ・関係者会議、SV、事例検討、研修の意義を理解する

③自身の強みと弱みを理解する

- ・陥りやすい状態、過剰に反応する問題、避ける案件を理解
- ・経験者、過去の職歴、研究や実践の強みを活かす

(牧野、2023を参照し作成)

家庭養育の養育者への期待と「宿題」 ～これからに向かって取り組みたいこと

95

◆「信頼に値する養育の創造」のために重要なこと

①養育者が自身を支える力

（支援者支援、ケアする人のケア、セルフケア）

②専門職や仲間へのサポートを求める力、支援する力

地域や地域の社会資源とつながる力の発揮

③養育者自身の価値観、養育観、思考や判断の

傾向・課題に関するふり返り→「フォスタリング・

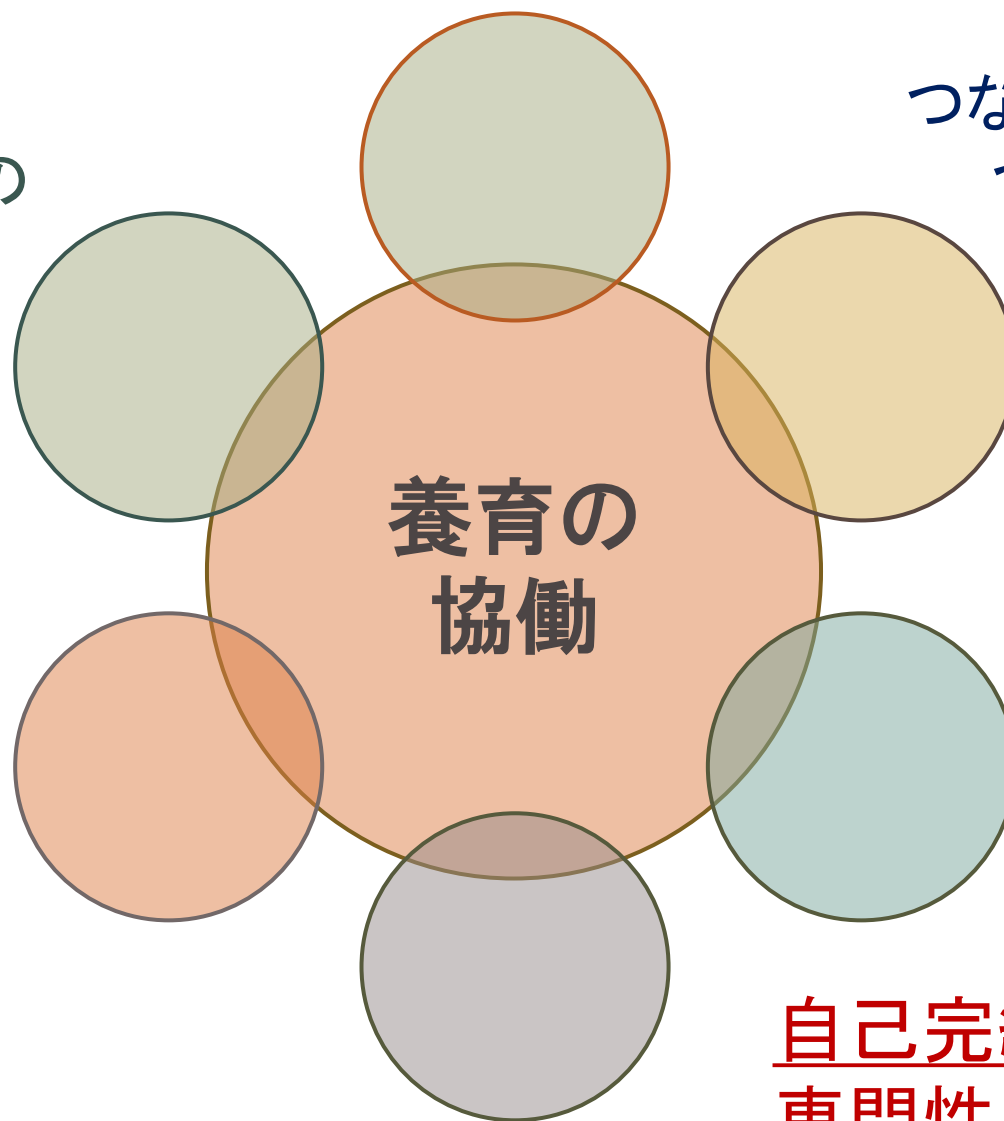
チェンジプログラム」等にも入っている要素

◆「100%適切な」働きかけができる里親・支援者はいません。 だからこそ、子どもの「声」、他者の「声」「観点」を入れる 余地を、ご自身の中に意識して作っておきましょう！



私たちは、
子どもや家族の
さまざまな
「つながり」を
活かす人、
創り出す人
(当事者参画
実践の模索も)

「皆、『待って
いてくれる人』
が必要な人」
(鷺田清一)



つながりあう力
つなげる力

自己完結させない
専門性